

県内企業等への働き方改革の推進について

仕事と生活の調和の実現を目指し、県内中小企業の働き方改革の取組向上につながる支援や、働き方改革への理解を深め関心を高める取組、女性の活躍を推進する取組を行う。

■労働雇用政策課事業

1 中小企業働き方改革推進事業の実施(平成28年度～)

中小企業の働き方改革を推進し、働きたくなる職場づくりを推進。

(1) 県内大学の学生等の働き方改革への理解を深め、関心を高める取組

- ・ 県内大学の学生等を対象とした働き方などを考えるセミナーの開催
- ・ 積極的な取組を行っている企業の魅力を発信する冊子の作成・配布

(2) 県内の中小企業の働き方改革に取り組む意欲の向上につながる支援

- ・ 「合同企業説明会」による人材確保支援

2 滋賀県中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員による普及啓発(平成25年度～)

経営戦略としてワーク・ライフ・バランスへの取組が進むよう、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」による企業訪問や啓発・情報発信を実施。

3 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度(平成19年度～)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要な職場環境の整備や、働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる企業を登録し、その取組を広く公表することにより、企業の自主的な取組の促進を図ることを目的に実施。

◎登録企業数 952件（累計）（平成31年3月末現在）



公式マーク

従業員数	登録企業数
100人以下	864
101人～300人	56
301人以上	32
合計	952

4 行労使の連携による取組

(1) 産官学労による会議の開催や、金融機関・労働局との3者による包括連携協定の締結を通じて、施策の検討やセミナー・講演会の共同開催などを実施。

(2) 滋賀県働き方改革推進協議会(平成30年度～)

働き方改革関連法の成立を受け、中小企業の働き方改革を円滑に進めるため、滋賀労働局が「滋賀県働き方改革推進協議会」（県、滋賀労働局、連合滋賀、滋賀経済産業協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会で構成）を設立（H30.12.26）。「働き方改革推進支援センター」（滋賀労働局が平成30年4月に設置）などの支援機関・団体、金融機関等と連携して、改正法の周知や支援施策の普及等に取り組む。

■女性活躍推進課事業

1 「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」の開催（平成20年度～）

仕事と生活の調和が実現した社会づくりに向けて事業者、労働者、地域団体、行政等が一体となって、「仕事と生活の調和」の実現を目指し、それぞれが連携、協力しつつ主体的に取り組を進めている。

実践や課題解決に向けた情報交換、啓発・情報発信による県民意識の醸成、県の取組に対する広報、後援等の協力を実施。

また、11月を「仕事と生活の調和推進月間」とし、講演会の開催など県民・関係者に向けて集中的な広報活動等を展開。

2 仕事と生活の両立を支援する取組

(1) 滋賀県イクボスプロジェクト

職場のキーパーソンである上司、管理職等を対象に部下の育児や介護等を積極的に応援しながら仕事の成果もあげる上司、いわゆる「イクボス」の養成のためのセミナー等の開催。

(2) 滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト

子育てに興味を持つ男性、およびこれから共に歩んでいこうとする共働きの夫婦等を対象とし、パートナーシップ醸成、家事・育児スキル向上のための講座の開催。

3 イクボス宣言企業登録の実施（平成27年度～）

「イクボス宣言」を行った企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的に実施。

◎登録企業数 177社（平成31年4月末現在）

滋賀県イクボス宣言企業登録マーク



4 女性活躍推進企業認証の実施（平成27年度～）

(1) 女性管理職の登用、育休の取得の促進、産休育休からの復帰支援など女性の活躍推進に取り組む企業・団体を応援するため、女性活躍推進の取組状況に応じて、一つ星企業（☆）、二つ星企業（☆☆）、三つ星企業（☆☆☆）の3段階の区分で企業を認証し、取り組み内容を公表。

(2) 今年度は「女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト事業」により女性活躍推進企業にアドバイザーを派遣し、業務改善や制度創設の提案、社内コミュニケーションの改善等のアドバイスを行い女性の働きやすい企業の拡大を図る。

◎企業認証数 207社（平成31年4月末現在）

滋賀県女性活躍推進企業認証マーク

星数	認証企業数
一つ星企業	122
二つ星企業	85
三つ星企業	0
合計	207

